

地域自治会議について

1 制度概要

(1) 設置目的

合併後の旧町地域が、個性と活気あふれる魅力ある地域づくりを行い、住民一人ひとりが実感できる豊かさを創出するため、住民を代表する組織として設置する。

(2) 法的位置付け

地方自治法の規定に基づき、条例で定める「附属機関」として設置

(3) 制度期間

平成19年4月～29年3月までの10年間

(4) 委員

- | | |
|------|--------------------|
| ア 定数 | 20人以内 |
| イ 任期 | 2年（再任は妨げない） |
| ウ 報酬 | 会議出席日額¥9,200円（税込み） |

2 役割

(1) 市長の諮問に応じて行う次のこと。

- ・所管区域のまちづくりに関する施策について、調査審議すること。
- ・所管区域に関わる合併市町村基本計画の執行状況に対して意見を述べること。
- ・全市的な計画などのうち、所管区域の特色を反映させることが適切なものについて意見を述べること。

(2) 所管区域のまちづくりに関する施策について提案すること。

3 会議運営

(1) 会議開催

- ア 会議は会長が招集し、会長が議長となる。
- イ 会議は、委員数の過半数の出席で成立する。
- ウ 会議の議決は、出席委員の過半数で可決する。

(2) 事務局

所管区域の地域自治センター地域経営課が担当する。

(3) 情報公開

会議の議事録は、市ホームページなどに公開する。